

平成23年9月

滋賀県議会定例会議案

目 次

	頁
議第116号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）	1
議第117号 平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	13
議第118号 滋賀県税条例の一部を改正する条例案	19
議第119号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	23
議第120号 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	24
議第121号 平成22年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求 めることについて	25
議第122号 平成22年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて	26
議第123号 平成22年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについ て	27
議第124号 平成22年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについ て	28
議第125号 契約の締結につき議決を求めることについて（間田長浜線補助道路整 備工事）	29
議第126号 権利放棄につき議決を求めることについて	30
議第127号 権利放棄につき議決を求めることについて	31
議第128号 権利放棄につき議決を求めることについて	32
議第129号 権利放棄につき議決を求めることについて	33
議第130号 権利放棄につき議決を求めることについて	34
議第131号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて	35
議第132号 国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担 すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	38
議第133号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて	40
議第134号 琵琶湖総合保全整備計画の改定につき議決を求めることについて	42

一般会計補正予算

議第116号

議第116号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成23年度滋賀県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,296,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 505,952,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加および変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加および変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方交付税		千円 111,700,000	千円 1,042,508	千円 112,742,508
	1 地方交付税	111,700,000	1,042,508	112,742,508
8 分担金及び負担金		1,484,370	△ 23,065	1,461,305
	1 分 担 金	347,501	△ 15,008	332,493
	2 負 担 金	1,136,869	△ 8,057	1,128,812
9 使用料及び手数料		4,752,822	7	4,752,829
	3 証 紙 収 入	2,273,541	7	2,273,548
10 国庫支出金		49,230,544	1,318,415	50,548,959
	1 国庫負担金	29,943,475	522,567	30,466,042
	2 国庫補助金	18,222,695	659,192	18,881,887
	3 委 託 金	1,064,374	136,656	1,201,030
11 財産収入		1,813,544	63,669	1,877,213
	1 財産運用収入	598,933	63,669	662,602
12 寄 附 金		21,501	40,292	61,793
	1 寄 附 金	21,501	40,292	61,793
13 繰 入 金		38,094,919	876,600	38,971,519
	1 特別会計繰入金	1,917,349	9,173	1,926,522
	2 基金繰入金	36,177,570	867,427	37,044,997
15 諸 収 入		42,115,387	47,165	42,162,552
	3 貸付金元利収入	33,990,942	20,070	34,011,012

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受託事業収入	千円 1,385,600	千円 300	千円 1,385,900
	7 雑入	2,337,205	26,795	2,364,000
16 県債		79,941,400	△ 69,300	79,872,100
	1 県債	79,941,400	△ 69,300	79,872,100
歳入合計		502,656,488	3,296,291	505,952,779
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,348,261	千円 △ 107,339	千円 1,240,922
	1 議会費	1,348,261	△ 107,339	1,240,922
2 政策調整費		10,402,649	1,145,370	11,548,019
	1 企画調整費	9,495,715	86,888	9,582,603
	2 防災費	906,934	1,058,482	1,965,416
3 総務費		22,332,161	△ 92,268	22,239,893
	1 総務管理費	13,710,128	54,395	13,764,523
	4 選挙費	653,796	△ 146,663	507,133
4 県民文化生活費		5,385,429	△ 27,041	5,358,388
	1 県民生活費	2,720,384	△ 27,041	2,693,343
5 琵琶湖環境費		17,113,702	△ 90,780	17,022,922
	1 水政費	2,537,273	19,479	2,556,752
	2 環境費	3,241,517	144,254	3,385,771
	3 下水道費	2,580,975	18,307	2,599,282

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 森林林業費	千円 8,753,937	△ 千円 272,820	千円 8,481,117
6 健康福祉費		83,551,794	2,640,937	86,192,731
	1 社会福祉費	37,789,834	246,680	38,036,514
	2 児童福祉費	14,271,456	364,480	14,635,936
	5 公衆衛生費	22,920,119	124,355	23,044,474
	8 医薬費	5,307,532	1,905,422	7,212,954
7 商工観光労働費		34,883,817	41,251	34,925,068
	3 観光費	492,154	△ 2,322	489,832
	4 労政費	4,747,308	43,573	4,790,881
8 農政水産業費		14,880,754	△ 179,823	14,700,931
	1 農業費	5,188,504	△ 7,646	5,180,858
	2 畜産業費	1,441,883	23,800	1,465,683
	3 農地費	6,973,304	△ 195,977	6,777,327
9 土木交通費		45,954,265	2,623	45,956,888
	1 土木交通管理費	6,543,658	28,364	6,572,022
	2 道路橋りょう費	23,628,481	△ 837	23,627,644
	3 河川費	8,140,865	—	8,140,865
	5 砂防費	3,249,449	10,364	3,259,813
	6 都市計画費	1,460,680	—	1,460,680
	8 建築費	1,165,837	△ 35,268	1,130,569
	9 住宅費	1,122,552	—	1,122,552
10 警察費		29,041,726	△ 3,124	29,038,602
	1 警察管理費	26,590,013	△ 65,257	26,524,756

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 警察活動費	千円 2,451,713	千円 62,133	千円 2,513,846
11 教育費		128,996,057	△ 33,515	128,962,542
	1 教育総務費	16,586,131	△ 37,575	16,548,556
	4 高等学校費	27,068,045	3,391	27,071,436
	5 特別支援学校費	11,679,470	669	11,680,139
歳出合計		502,656,488	3,296,291	505,952,779

議第116号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 土木交通費	3 河川費	補助河川災害関連事業費	73,000 ^{千円}
12 災害復旧費	3 土木交通施設災害復旧費	補助土木施設災害復旧事業費	305,000
合 計			378,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
88	補助道路整備事業 (国道 307 号)	平成 24 年度	60,000千円
89	補助道路整備事業 (国道 477 号) (必佐バイパス)	平成 24 年度	80,000千円
90	補助道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成 24 年度	80,000千円
91	補助道路整備事業 (愛知川彦根線)	平成 24 年度	35,000千円
92	補助道路整備事業 (栗東志那中線)	平成 24 年度	30,000千円
93	補助道路整備事業 (野洲中主線)	平成 24 年度	70,000千円
94	補助道路整備事業 (丁野虎姫長浜線)	平成 24 年度	60,000千円
95	補助道路整備事業 (伊庭円山線)	平成 24 年度	65,000千円
96	補助道路修繕事業 (国道 422 号)	平成 24 年度	100,000千円
97	補助道路修繕事業 (大津南郷宇治線)	平成 24 年度	90,000千円

議第116号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

議第116号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

番号	事 項	期 間	限 度 額
98	補助道路修繕事業 (山東一色線)	平成24年度	460,000千円
99	補助道路修繕事業 (葛籠尾崎大浦線)	平成24年度	50,000千円
100	単独道路改築事業 (国道422号)	平成24年度	8,000千円
101	単独道路改築事業 (大津能登川長浜線)	平成24年度	16,000千円
102	道路補修事業	平成24年度	360,000千円
103	受託道路事業 (山東一色線)	平成24年度	55,000千円
104	単独河川改良事業	平成24年度	40,000千円
105	みずべ・みらい再生事業	平成24年度	180,000千円
106	補助通常砂防事業 (堀切川)	平成24年度から 平成26年度まで	245,350千円
107	補助地すべり対策事業 (観音寺地区)	平成24年度	50,000千円
108	補助砂防総合流域防災事業 (前川支流)	平成24年度	70,000千円
109	補助砂防総合流域防災事業 (能仁寺川)	平成24年度	85,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
110	補助砂防総合流域防災事業 (竜 田 川)	平成24年度から 平成25年度まで	140,000千円
111	補助急傾斜地崩壊対策事業 (集 福 寺 地 区)	平 成 24 年 度	80,000千円
112	単 独 通 常 砂 防 事 業 (今 川)	平 成 24 年 度	23,000千円
113	補助都市計画街路事業 (原 松 原 線)	平 成 24 年 度	30,000千円
114	補助土木施設災害復旧事業	平 成 24 年 度	60,000千円

2 変 更

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
22	補助道路整備事業 (国道 303 号)	平成24年度から 平成25年度まで	1,700,000千円	平成24年度から 平成26年度まで	1,800,000千円
23	補助道路整備事業 (国道 365 号)	平成24年度から 平成25年度まで	400,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	500,000千円
27	補助道路整備事業 (大津信楽線)	平 成 24 年 度	200,000千円	平 成 24 年 度	350,000千円
29	補助道路整備事業 (土山蒲生近江八幡線)	平成24年度から 平成25年度まで	90,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	240,000千円
30	補助道路整備事業 (草津守山線)	平 成 24 年 度	80,000千円	平 成 24 年 度	160,000千円

議第116号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
31	補助道路整備事業 (伊香立浜大津線)	平成24年度	90,000千円	平成24年度	200,000千円
32	補助道路整備事業 (六地蔵草津線)	平成24年度	40,000千円	平成24年度	150,000千円
34	補助道路整備事業 (湖東三山インター線)	平成24年度	210,000千円	平成24年度	250,000千円
38	補助道路修繕事業 (下鴨大津線)	平成24年度	80,000千円	平成24年度	170,000千円
39	補助道路修繕事業 (山東本巣線)	平成24年度	100,000千円	平成24年度	160,000千円
47	補助河川総合流域防災事業 (大 川)	平成24年度	100,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	190,000千円
51	受託河川事業 (大 川)	平成24年度	20,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	32,000千円
61	補助砂防総合流域防災事業 (木曾滝谷)	平成24年度から 平成25年度まで	110,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	150,000千円
70	補助急傾斜地崩壊対策事業 (保坂地区)	平成24年度	150,000千円	平成24年度から 平成25年度まで	185,000千円
81	運転免許関係機器整備	平成24年度から 平成28年度まで	24,301千円	平成24年度から 平成29年度まで	48,266千円

第4表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
被災者生活再建支援基金 出資金	千円 32,800	普通貸借または証券発行	10.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入日の翌日から5年以内 据え置き、50年以内の期 間において償還する。 ただし、借入先の融資条 件、財政その他の都合によ り償還期間の短縮および据 置期間の延長をし、または 繰上償還を行うことができ る。
計	32,800			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
防災行政施設整備事業費	千円 23,700	千円 17,200
造林事業費	264,000	201,800
林道事業費	87,000	65,800
治山事業費	629,900	601,500
単独治山事業費	10,800	12,600
県営かんがい排水事業費	372,900	365,300
県営経営体育成基盤整備事業費	364,800	355,400
県営農道整備事業費	9,700	15,400
県営中山間地域総合整備事業費	68,500	66,600

議第116号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第4号)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
県 営 み ず す ま し 事 業 費	22,700 ^{千円}	21,100 ^{千円}
県 営 農 地 防 災 事 業 費	191,400	193,900
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	10,053,100	10,035,300
単 独 道 路 改 良 事 業 費	922,000	916,200
広 域 河 川 改 修 事 業 費	595,700	666,100
総 合 流 域 防 災 事 業 費	998,500	1,037,000
住 宅 宅 地 基 盤 特 定 治 水 施 設 等 整 備 事 業 費	385,000	314,600
通 常 砂 防 事 業 費	547,400	508,900
単 独 砂 防 事 業 費	107,800	119,100
都 市 計 画 街 路 事 業 費	152,700	170,100
市 街 地 再 開 発 事 業 費	114,300	79,100
単 独 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	70,600	127,400
計	79,941,400	79,839,300

特別会計補正予算

議第117号

平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 891,059千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,611,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 5,804,929	△ 千円 189,891	千円 5,615,038
	1 負担金	5,804,929	△ 189,891	5,615,038
3 国庫支出金		3,934,150	△ 610,082	3,324,068
	1 国庫負担金	2,784,017	△ 221,677	2,562,340
	2 国庫補助金	1,150,133	△ 388,405	761,728
5 繰入金		6,695,532	18,307	6,713,839
	1 一般会計繰入金	2,456,846	18,307	2,475,153
6 繰越金		1,779,648	108,562	1,888,210
	1 繰越金	1,779,648	108,562	1,888,210
7 諸収入		6,937	△ 755	6,182
	1 受託事業収入	4,569	△ 755	3,814
8 県債		2,274,700	△ 217,200	2,057,500
	1 県債	2,274,700	△ 217,200	2,057,500
歳入合計		20,503,000	△ 891,059	19,611,941

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 14,412,715	△ 千円 999,621	千円 13,413,094
	1 流域下水道費	7,410,885	△ 999,621	6,411,264
3 諸支出金		2,197,124	108,562	2,305,686
	1 諸支出金	2,197,124	108,562	2,305,686
歳 出 合 計		20,503,000	△ 891,059	19,611,941

第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
11	流域下水道建設事業 (東北部愛東幹線清水) 1工区管渠工事	平成24年度	195,650千円
12	琵琶湖流域下水道汚泥焼却溶融 設備維持管理業務	平成24年度	300,000千円
13	琵琶湖流域下水道汚泥収集運搬 業務およびリサイクル処分業務	平成24年度	80,000千円

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流 域 下 水 道 建 設 事 業 費	1,652,400 ^{千円}	1,435,200 ^{千円}
計	2,274,700	2,057,500

条 例 案

議第118号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第9項中「第38条の3に定める」を「第38条に規定する」に改め、同条第12項中「第39条の2の3に定める」を「第39条の2の2に規定する」に改める。

第39条の12第1項中「第39条の2の4第1項に定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項に定める」を「同条第2項に規定する」に改める。

第39条の16の4第1項中「第39条の6に定める」を「第39条の5に規定する」に、「第39条の7に定める」を「第39条の6に規定する」に改める。

第39条の16の5第1項中「第39条の7の2に定める」を「第39条の7に規定する」に改める。

第41条の2の2第3項第2号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

付則第8条第3項中「附則第7条第9項」を「附則第7条第5項」に、「附則第7条第10項」を「附則第7条第6項」に改め、同条第4項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第7項」に、「附則第7条第12項」を「附則第7条第8項」に改め、同条第5項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第9項」に、「附則第7条第14項」を「附則第7条第10項」に改め、同条第7項中「附則第3条の2の13第1項」を「附則第3条の2の12第1項」に、「附則第7条第15項」を「附則第7条第11項」に改め、同条第8項中「附則第7条第22項に定める」を「附則第7条第12項に規定する」に改め、同条第9項中「附則第7条第23項」を「附則第7条第13項」に、「附則第7条第24項に定める」を「附則第7条第14項に規定する」に改め、同条第10項中「附則第3条の2の19に定める」を「附則第3条の2の15に規定する」に改め、同条第12項中「附則第7条第25項に定める」を「附則第7条第15項に規定する」に、「同項に定める」を「同項に規定する」に改め、同条第13項中「政令で定めるものもしくは」を「施行令附則第7条第16項に規定するものもしくは」に、「政令で定めるものの」を「施行令附則第7条第17項に規定するものの」に、「政令で定めるものを」を「施行令附則第7条第18項に規定するものを」に改め、同条第15項中「政令で定めるものの」を「施行令附則第7条第19項に規定するものの」に、「政令で定めるものに」を「施行令附則第7条第20項に規定するものに」に改める。

付則第9条第1項中「に定める」を「に規定する」に、「総務省令で定める」を「施行規則附則第3条の2の19に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第3条の2の20に規定する」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に改め、同条第7項中「政令で定めるものの」を「施行令附則第9条の3第1項に規定するものの」に、「第39条の2の4第1項に定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項に定める」を「同条第2項に規定する」に、「政令で定めるもの（）」を「施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（）」に、「政令で定めるものに」を「同条第2項に規定するものに」に改める。

付則中第10条を第9条の4とし、第10条の2を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線）

第10条の2 法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

付則第10条の2の6第1項の表中「第2条第3号の2に規定する放送事業者」を「第2条第23号に規定する基幹放送事業者または同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

付則第22条第1項中「この条」を「この項および次項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項または第20条第3項の規定により内閣総理大臣または原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。）内に所在した家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 4 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定

指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

付則中第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第23条 警戒区域設定指示区域内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）

の当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
 - 3 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 付則に次の1条を加える。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等）

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合においては、同項に規定する他の自動車（第59条に規定する自動車に限る。）に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 4 対象区域内自動車（第59条に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同

条に規定する自動車でなかったものとみなす。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第8条第15項の改正規定および第9条第7項の改正規定（「第39条の2の4第1項に定める」を「第39条の2の3第1項に規定する」に、「施行令第39条の2の4第2項に定める」を「同条第2項に規定する」に改める部分を除く。）は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 平成23年4月21日における改正後の付則第22条第3項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年3月12日において東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第55条の2第1項第2号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、改正後の付則第22条第3項および第4項、第23条第1項ならびに第25条第1項および第4項の規定の適用については、同月11日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、改正後の付則第22条第3項中「警戒区域設定指示（平成23年3月11日」とあるのは「平成23年3月11日において警戒区域設定指示区域（同日」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第4項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成23年3月11日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、改正後の付則第23条第1項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」と、改正後の付則第25条第1項中「付則第23条第1項」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成23年滋賀県条例第 号）付則第2項の規定により読み替えて適用される付則第23条第1項」と、同条第4項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成23年3月11日」とする。
- 3 滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成23年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 改正後の付則第22条第1項および第2項の規定は、平成23年3月11日以後に取得された同条第1項に規定する代替家屋および同条第2項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

議第119号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第81号を次のように改める。

(81) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務手数料

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査の手数料

1 件につき 2,500 円

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査の手数料

1 件につき 2,500 円

第2条第2項第83号の次に次の1号を加える。

(83) の2 保険業法等の一部を改正する法律に基づく事務手数料

保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査の手数料

1 件につき 150,000 円

第3条第1項の表第16号を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成23年10月20日から施行する。ただし、第2条第2項第83号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「第80号および第82号から第85号まで」を「から第83号まで、第84号および第85号」に改める。

議第120号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「守山市」を「長浜市および守山市」に、「同市」を「それぞれこれらの市」に改め、同条第2項中「規定は、」の右に「長浜市および」を加える。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（9）の項中「大津市」の右に「、長浜市」を加え、同表（9）の2の項中「守山市」を「長浜市および守山市」に改める。

そ の 他 の 議 案

議第121号

平成22年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成22年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

平成22年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第121号 平成22年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

議第122号

平成22年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成22年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

平成22年度滋賀県病院事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第123号

平成22年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成23年 9 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成22年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて
平成22年度滋賀県工業用水道事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第123号
平成22年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

議第124号

平成22年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成22年度滋賀県上水道供給事業会計決算の認定を求めることについて

平成22年度滋賀県上水道供給事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第125号**契約の締結につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 間田長浜線補助道路整備工事 |
| 2 契約金額 | 1,744,575,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県大津市浜大津一丁目2番18号 |

奥村・橋本建設工事共同企業体

代表者 株式会社奥村組滋賀営業所

所長 樋口修治

議第125号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第126号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内指定病院の精神科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医（精神科）研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 2,400,000 円

議第127号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県臨床研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 1,800,000 円

議第127号 権利放棄につき議決を求めることについて

議第128号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 2,400,000 円

議第129号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 73,538,400円

(参 考)

259,200円× 7人＝ 1,814,400円

264,600円× 6人＝ 1,587,600円

518,400円× 10人＝ 5,184,000円

601,200円× 1人＝ 601,200円

652,800円× 1人＝ 652,800円

777,600円× 67人＝ 52,099,200円

860,400円× 8人＝ 6,883,200円

943,200円× 5人＝ 4,716,000円

議第130号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県病院事業の診療、検査等に関する費用に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納 入 義 務 者	金 額	参 考
1		円 200,550	平成12年度の診療、検査等に関する費用
2		270,600	平成19年度の診療、検査等に関する費用

議第131号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成23年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長 浜 市	1,500,000 ^円
	米 原 市	2,899,000
	計	4,399,000
県営中山間地域総合整備事業	高 島 市	817,000
	東 近 江 市	1,200,000
	計	2,017,000
県営みずすまし事業	守 山 市	2,388,000
	東 近 江 市	6,750,000
	計	9,138,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	5,352,000
	守 山 市	731,000
	計	6,083,000
単独道路改築事業	大 津 市	33,895,000
	彦 根 市	6,873,750
	長 浜 市	10,730,550
	近 江 八 幡 市	14,071,350
	草 津 市	9,380,800
	守 山 市	885,000
	栗 東 市	7,289,200

議第131号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第131号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	甲賀市	16,842,000 ^円
	野洲市	11,679,200
	湖南市	4,907,200
	高島市	1,858,650
	東近江市	8,748,300
	米原市	2,746,650
	日野町	4,526,850
	愛荘町	2,090,850
	甲良町	796,500
	多賀町	1,430,700
	計	138,752,550
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	10,160,000
	長浜市	6,550,000
	近江八幡市	7,550,000
	高島市	2,000,000
	多賀町	8,800,000
	計	35,060,000
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	3,900,000
	栗東市	4,250,000
	甲賀市	2,300,000
	高島市	5,000,000
	日野町	1,950,000
	計	17,400,000
補助都市計画街路事業	彦根市	8,811,000
	長浜市	20,775,825
	守山市	157,133,925
	甲賀市	119,902,000
	計	306,622,750
単独都市計画街路事業	大津市	2,919,900
	彦根市	730,200
	守山市	3,124,200
	甲賀市	3,211,000
	東近江市	1,460,100
	計	11,445,400

議第131号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
都市公園事業	野洲市	5,185,000円
	計	5,185,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

議第132号

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めること
につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定める
ことにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項および同法第91条第6項において準用する
同法第90条第10項の規定に基づき、平成23年度において国および県の行う次の土地改良事業に要
する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
国営かんがい排水事業	近江八幡市	314,250 ^円
	東近江市	4,735,009
	日野町	6,234,710
	竜王町	5,115,152
	計	16,399,121
県営かんがい排水事業	彦根市	15,939,000
	近江八幡市	2,489,000
	草津市	26,871,000
	守山市	10,434,000
	栗東市	1,210,000
	甲賀市	49,848,000
	野洲市	19,452,000
	湖南市	19,207,000
	高島市	13,866,000
	東近江市	907,000
	日野町	1,103,000
	竜王町	908,000
	計	162,234,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	2,194,000

議第132号 国および県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	長 浜 市	51,047,000 ^円
	近 江 八 幡 市	5,797,000
	湖 南 市	5,949,000
	東 近 江 市	19,654,000
	米 原 市	10,105,000
	計	94,746,000
県 営 農 道 整 備 事 業	湖 南 市	8,773,000
	計	8,773,000
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	彦 根 市	3,900,000
	甲 賀 市	9,775,000
	東 近 江 市	3,060,000
	計	16,735,000
県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業	長 浜 市	2,194,000
	計	2,194,000
県 営 農 地 防 災 事 業	彦 根 市	9,300,000
	近 江 八 幡 市	600,000
	甲 賀 市	19,550,000
	東 近 江 市	2,486,000
	米 原 市	4,200,000
	計	36,136,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		

議第133号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成23年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	85,287,031 円
彦 根 市	163,334,389
長 浜 市	181,681,539
近 江 八 幡 市	42,173,317
草 津 市	70,900,851
守 山 市	162,449,551
栗 東 市	159,170,865
甲 賀 市	62,692,984
野 洲 市	42,605,310
湖 南 市	51,677,163
高 島 市	2,000,000
東 近 江 市	99,553,139
米 原 市	50,268,209
日 野 町	22,139,641
竜 王 町	19,223,689
愛 荘 町	39,130,643
豊 郷 町	10,640,353

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
甲 良 町	11,833,663 円
多 賀 町	11,833,663
計	1,288,596,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	

議第134号

琵琶湖総合保全整備計画の改定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年9月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖総合保全整備計画の改定につき議決を求めることについて

琵琶湖総合保全整備計画を別冊琵琶湖総合保全整備計画のとおり改定することにつき、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成17年滋賀県条例第37号）第3条の規定に基づき、議決を求める。